

6 認可保育施設の利用調整方法について

6

認可保育施設の利用調整方法について

利用調整基準の見直しについて

利用調整基準については様々なご意見をいただきながら、毎年度見直しを行っています。今後も入所状況や申込状況を踏まえ、公平で明確な基準作りを目指し、見直しを行っていきます。

1 令和5年度利用調整基準の主な変更点

★については適用基準の解説があります。

	区分	項目	基準指数該当箇所	変更内容
1	変更	保育所等利用調整の基準指数表	1表 5の項	外勤と自営の表を統一しました。
2★	変更	同居祖父母あり	3表 H	祖父母の年齢の基準日を、誕生月から入所年度に変更しました。
3	変更	2歳児までしか在園することができない地域型保育施設の卒園児	3表 J	加点指数を「+10」から「+20」へ変更しました。
4	新設	障害児枠での申込	3表 M	児童が発育や発達の遅れ、疾病等があり、障害児枠での入所申込が必要であると認められる場合に+10の項目を新設しました。
5★	変更	最終実施指数が同一である場合の優先順位	第1順位	地域型保育事業を対象施設に加えました。
6	変更	保護者が保育士等	4表 優先項目指数(あ) ※令和4年度基準(さ)	幼稚園に勤務する幼稚園教諭等を対象に加えました。
7	変更	多子世帯(未就学児童) /多子世帯(小学3年生以下の児童)	4表 優先項目指数(い)/(う)	基準日を「利用調整会議の日」から「入所予定日」へ変更しました。
8★	変更	認可外保育施設1年以上利用 /認可外保育施設利用	4表 優先項目指数(か)/(き)	転所申込を対象外としました。
9★	変更	育児休業取得1年以上 /育児休業取得	4表 優先項目指数(さ)/(し) ※令和4年度基準(し)/(す)	対象を就労要件のみとしました。 復職済みの育児休業の取得期間を加点の対象外としました。
10★	新設	売買契約書・賃貸契約書の写し等が提出できない	4表 優先項目指数(せ)	転入予定での4月入所1次申込において、受付期間中に提出できない場合に-1とする項目を新設しました。
11	削除	就労実績1年以上	4表 優先項目指数(あ)	削除しました。
12	削除	地域型保育施設に0歳児から入所し、育児休業の取得が1年未満の2歳児クラス卒園児	4表 優先項目指数(せ)	削除しました。
13	削除	市内在住者	4表 優先項目指数(た)	削除しました。
14	削除	最終実施指数が同一である場合の優先順位	第6順位	削除しました。

≪利用調整基準の主な変更点 適用基準の解説≫

3表 世帯にかかわる調整指数表

H	- 3	同居祖父母あり	入所予定日において児童と64歳未満（入所年度の4月1日時点）の祖父母が同居している場合に適用する。同居とは、丁目、番、号まで（集合住宅は号室まで）一致しているものをいう。父方及び母方のいずれも該当するときは、いずれかについてのみ適用する。ただし、当該祖父母が、就労をしていること、要介護者、障害者等であること、要介護者、障害者等の介護をしていること等の理由により、児童の保育にあたることができないことを証明できるときを除く。
---	-----	---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<適用される場合の例>

- 入所年度の4月1日時点で63歳の祖父母（就労、要介護、障害等、児童の保育にあたれない事由がない）が児童と同居している（世帯分離をしても、住民登録上の住所が一致していれば同居とみなします）。

<適用されない場合の例>

- 入所年度の4月1日時点で64歳の祖父母が児童と同居している。
- 入所年度の4月1日時点で63歳の祖父母（就労、要介護、障害等、児童の保育にあたれない事由があり、直近の給与明細の写しや診断書等が提出されている）が児童と同居している。
- 入所年度の4月1日時点で63歳の祖父母（就労、要介護、障害等、児童の保育にあたれない事由がない）が児童と同じ複合住宅の別の部屋に居住していることを住民登録情報で確認できる。

最終実施指数が同一である場合の優先順位

- 第1順位** 既に市内認可保育施設に在園または内定している児童で、その兄弟姉妹が当該児童と異なる市内認可保育施設に在園または内定している児童。（4月入所1次利用調整で内定し転所申込をした場合、4月入所2次利用調整から適用）

<適用される場合の例>

- 兄弟姉妹がそれぞれ別の市内認可保育所・認定こども園（5歳児まで在園可能な園）に在園または内定している。
- 兄弟姉妹がそれぞれ別の市内地域型保育事業（2歳児まで在園可能な園）に在園または内定している。
- 上の子が市内認可保育所・認定こども園（5歳児まで在園可能な園）、下の子が市内地域型保育事業（2歳児まで在園可能な園）に在園または内定している。
- 上の子が市内認可保育所・認定こども園（5歳児まで在園可能な園）、下の子が市内地域型保育事業（2歳児まで在園可能な園）の2歳児クラスに在園しており、4月入所1次利用調整にて内定となったが、2次で転所申込をする。

<適用されない場合の例>

- 上の子が市内認可保育所・認定こども園、下の子が認証保育所に在園している。
- 兄弟姉妹がそれぞれ別の市外認可保育施設・認定こども園に在園している。
- 兄弟姉妹がそれぞれ別の市内認可保育所・認定こども園に在園しており、4月入所で下の子の転所申込をしたが、上の子が3月末で卒園する。
- 上の子が市内認可保育所・認定こども園（5歳児まで在園可能な園）、下の子が市内地域型保育事業（2歳児まで在園可能な園）の2歳児クラスに在園しており、4月入所に新規で申し込む。

4表 優先項目指数表

か	+ 2	認可外保育施設 1年以上利用	入所予定日の前日において、保護者が現に就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設等（海外の施設を含む。）を引き続き1年以上利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する。（転所申込を除く。）ただし、利用予定は含まないものとする。また（き）の項の適用該当者のうち、就労証明書等の提出により育児休業から切れ目なく認可外保育施設を利用していることを確認でき、育児休業取得から入所予定日の前日までの期間が1年以上となる場合に適用する。
---	-----	-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※保育受託証明書（または契約書と領収書のセット）の提出が必要です。

＜適用される場合の例＞

- ・ 入所予定日の前日において、認可外保育施設を1年以上利用している。
- ・ 育児休業から切れ目なく認可外保育施設の利用を開始した場合で、入所予定日の前日において、認可外保育施設の利用は1年未満であるが、育児休業取得期間を合算すると1年以上となる。（※育児休業取得期間の算定は、産後休暇から切れ目なく育児休業を取得している場合には誕生日を起算日とします。）

＜適用されない場合の例＞

- ・ 認可外保育施設の保育受託証明書が提出されているが、入所予定日の前日において利用期間が1年に満たない。
- ・ 認可外保育施設の保育受託証明書が提出されているが、就労時間より保育時間・日数が少ない。
- ・ 過去に認可外保育施設を利用していたが、入所予定日の前日において退所している。
- ・ 4月入所1次利用調整において「か」が適用され内定となり、2次で転所の申込をする。
- ・ 育児休業取得期間と認可外保育施設利用期間を合算すると1年以上となるが、育児休業からの復職と認可外保育施設利用開始の間に切れ目がある。

4表 優先項目指数表

き	+ 1	認可外保育施設 利用	入所予定日の前日において、保護者が現に就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設等（海外の施設を含む。）を引き続き1か月以上利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する（転所申込を除く。）。ただし、利用予定は含まないものとする。
---	-----	---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※保育受託証明書（または契約書と領収書のセット）の提出が必要です。

＜適用される場合の例＞

- ・ 入所予定日の前日において、認可外保育施設を1か月以上利用している。

＜適用されない場合の例＞

- ・ 「か」が適用されている。
- ・ 認可外保育施設の保育受託証明書が提出されているが、就労時間より保育時間・日数が少ない。
- ・ 過去に認可外保育施設を利用していたが、入所予定日の前日において退所している。
- ・ 4月入所1次利用調整において「き」が適用され内定となり、2次で転所の申込をする。
- ・ 保育受託証明書の証明日時点において認可外保育施設の利用を開始していない（予定証明となっている）。

4表 優先項目指数表

さ	+2	育児休業取得 1年以上	入所予定日の前日において、1表 5の項の適用を受ける保護者が現に申込児童の育児休業を1年以上取得している場合に適用する。ただし就労証明書等の提出により、育児休業を取得できることに限る。(転所申込を除く。)取得期間の算定については、育児休業中に下の子の産前産後休業に入る場合は、上の子の育児休業期間に、下の子の産前産後休業と育児休業の期間を合算する。
---	----	----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※就労証明書（または産前産後・育児休業等証明書）に育児休業の取得状況が記載されていることが必要です。

<適用される場合の例>

- ・ 入所予定日の前日時点で申込児童の育児休業を1年以上取得中。
- ・ 申込児童の誕生日が入所予定日の1年以上前であり、産後休暇から切れ目なく育児休業を取得中。
- ・ 入所予定日の1年以上前から申込児童の育児休業を取得し、復職せずに引き続き下の子の産前産後休業及び育児休業を取得中。

<適用されない場合の例>

- ・ 就労先はあるが、疾病要件で申し込む。
- ・ 申込児童の育児休業を1年以上取得したが、入所予定日の前日時点ですでに復職済み。
- ・ 申込児童の誕生日が入所予定日の1年以上前であるが、産後休暇と育児休業の間に切れ目があり、育児休業開始から1年経っていない。
- ・ 入所予定日の前日時点で申込児童の下の子の育休中であり、申込児童の育児休業から下の子の産前産後休業取得までの間に切れ目がある。
- ・ 転所申込。

4表 優先項目指数表

し	+1	育児休業取得	入所予定日の前日において、1表 5の項の適用を受ける保護者が現に申込児童の育児休業を1か月以上取得している場合に適用する（転所申込を除く）。ただし、就労証明書等の提出により、育児休業を取得できることに限る。なお、出産予定児においては、入所予定日において育児休業を1か月以上取得予定であることを、出産予定児の申込に関する誓約書及び出生後に提出する産前産後・育児休業等証明書等にて確認できる場合に適用する。
---	----	--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※就労証明書（または産前産後・育児休業等証明書）に育児休業の取得状況が記載されていることが必要です。

<適用される場合の例>

- ・ 入所予定日の前日時点で申込児童の育児休業を1か月以上取得中。
- ・ 4月入所で出産予定児の申込を行う場合において、出産予定児の申込に関する誓約書で育児休業を1か月以上取得することを誓約している。

<適用されない場合の例>

- ・ 「さ」が適用されている。
- ・ 就労先はあるが、疾病要件で申し込む。
- ・ 申込児童の育児休業を1か月以上取得したが、入所予定日の前日時点ですでに復職済み。
- ・ 転所申込。
- ・ 出産予定児の申込に関する誓約書で育児休業を1か月以上取得することを誓約したが、その後提出した産前産後・育児休業等証明書にて、育児休業の取得が確認できない（利用調整後に指数が下がることになるため、内定取消または退所となります）。

4表 優先項目指数表

せ	- 1	売買契約書・賃貸契約書の写し等が提出できない	転入予定での4月入所1次申込において、受付期間中に提出できない場合に適用する。
---	-----	------------------------	-----------------------------------------

※年度途中入所または4月入所2次申込においては、受付期間中に売買契約書・賃貸契約書等の写しが提出できない場合は申込ができません。

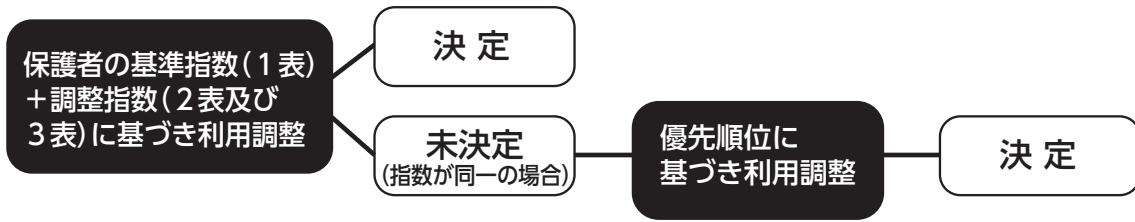
<適用される場合>

- ・ 転入予定で4月入所1次申込をしたが、1次受付期間中に賃貸契約書の写しが提出できず、2次受付締切までに提出する。

<適用されない場合>

- ・ 転入予定で4月入所1次申込をし、1次受付期間中に賃貸契約書の写しを提出する。
- ・ 転入予定で4月入所1次申込をし、1次受付期間中に転入する。

2 利用調整基準



1表 武蔵野市保育所等利用調整の基準指数表

	類型	細目	基準指数		
1	不存在	離婚、未婚、行方不明、死亡等	100		
2	災害	火災等による家屋の損壊その他災害復旧のために保育にあたることができない場合	100		
3	疾病、 傷病又は 心身障害	疾病又は 傷病	入院（おおむね1か月以上とし、入院予定を含む。）	100	
			常時病臥	100	
			入院を要する精神性疾患、感染症、特殊疾病、特定疾病	100	
			週1日以上以上の通院を要する精神性疾患、感染症、特殊疾病、特定疾病	95	
			月1日以上以上の通院を要する感染症、特殊疾病、特定疾病	90	
			精神性疾患	90	
			療養（週3日以上通院）	90	
			療養（週2日通院）	80	
			その他（上記以外の一般療養）	55	
		心身障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持	100	
			身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級を所持	90	
その他（身体障害者手帳4級等を所持）	55				
4	看護又は 介護	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれに準ずる状態にある者、感染症若しくは特殊疾病である者又は要介護4・5の高齢者の看護若しくは介護をしている場合5の項を準用する。ただし、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。			
		その他（上記以外の同居親族の看護又は介護） 月48時間以上（実働）	50		
5	就労	週5日又は 月20日以上 就労	1週、38時間45分以上の就労を常態とする。	100	
			1週、37時間30分以上38時間45分未満の就労を常態とする。	95	
			1週、35時間以上37時間30分未満の就労を常態とする。	90	
			1週、32時間30分以上35時間未満の就労を常態とする。	85	
			1週、30時間以上32時間30分未満の就労を常態とする。	80	
			1週、27時間30分以上30時間未満の就労を常態とする。	75	
			1週、27時間30分未満の就労を常態とする。	65	
			週4日又は 月16日以上 就労	1週、31時間以上の就労を常態とする。	85
				1週、30時間以上31時間未満の就労を常態とする。	80
				1週、28時間以上30時間未満の就労を常態とする。	75
				1週、26時間以上28時間未満の就労を常態とする。	70
				1週、24時間以上26時間未満の就労を常態とする。	65
				1週、24時間未満の就労を常態とする。	60
			週3日又は 月12日以上 就労	1週、23時間15分以上の就労を常態とする。	65
				1週、21時間以上23時間15分未満の就労を常態とする。	60
				1週、21時間未満の就労を常態とする。	55
			その他	上記に掲げるもののほか、月48時間以上（実働）の就労で、明らかに児童が保育を要すると認められる場合	50

6

認可保育施設の利用調整方法について

	類型	細目	基準指数
6	妊娠、出産	入所予定日が、出産月を挟む前後おおむね2か月の間に該当する場合（多胎出産の場合は出産前おおむね4か月前から出産後おおむね2か月）。	70
7	特例	就学、 職業訓練等	5の項を準用する。
		求職中	35
		その他	前各項に掲げるものの他、明らかに児童が保育を要すると認められる場合

- 《備考》
- 3の項に該当する場合は、医師の診断書等で通院頻度を確認する。
 - 3の項の感染症とは、感染症法の対象となる感染症の場合をいう。
 - 3の項の特殊疾病とは、国の指定難病と都単独の対象疾病の場合をいう。
 - 3の項の特定疾病とは、介護保険法施行令及び国民健康保険法施行令の規定の場合をいう。
 - 5の項は育児休業中の者も含む。
 - 5の項の就労時間の算定において、原則として、勤務地の最低賃金で収入を割り返した勤務時間とする。
 - 5の項の就労時間の算定において、産前休暇前に悪阻等の体調不良により、勤務時間が減少した場合は、産前休暇前の半年間の内、就労時間の多い月の実績を適用できる。
 - 7の項の就学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等に通学するため、外出を常態としている場合をいう。

2表 保護者それぞれにかかわる調整指数表

	調整指数	名称	適用要件
A	- 5	親族経営	保護者の3親等内の親族が経営する事業所で就労をしている場合に適用する。ただし、当該就労の実績が証明できるときを除く。
B	- 2	就労等状況変更予定	就労又は就学、職業訓練等を行っている保護者について、その児童の保育所等入所予定日の属する月の末日までに当該就労又は就学、職業訓練等の状況に変更の予定があり、当該変更により基準指数が増加する場合に適用する。
C	- 10	就労等予定	無職の保護者が、その児童の保育所等入所予定日の属する月の末日までに就労又は就学、職業訓練等を開始する予定がある場合に適用する。
D	- 20	就学	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等に通学するため、外出を常態としている場合に適用する。ただし、大学等の研究機関において無報酬で研究を行っている場合、大学等が発行した証明書で就労状況等を証明できる場合は適用しないものとする。また、国等の公的機関から研究費用を受け取っていることを証明できる場合についても適用しないものとする。
E	- 10	職業訓練	国、都道府県又は市区町村が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所している場合に適用する。
F	- 20 まで	証明内容不整合	証明書に記載された雇用条件と勤務実績とに相当の差異がある等証明書の内容と就労実態に不整合がある場合に適用する。

- ≪備考≫ 1 Bの項又はCの項についてひとり親の場合は、適用しないものとする。
 2 Bの項又はCの項（いずれも就学、職業訓練等の場合。）を適用する場合は、Dの項及びEの項を併せて適用する。



3表 世帯にかかわる調整指数表

調整指数	名称	適用要件
G	- 10 ※未納1か月につき 保育料滞納	入所申込月において当該世帯の児童（卒園児も含む）の保育料の滞納がある場合にそれぞれの滞納月数に乗じて適用する。ただし、入所申込月の前月までに納付誓約書を子ども育成課に提出してあり、当該納付誓約書どおりに納付されることを確認することができることを除く。
H	- 3 同居祖父母あり	入所予定日において児童と64歳未満（入所年度の4月1日時点）の祖父母が同居している場合に適用する。同居とは、丁目、番、号まで（集合住宅は号室まで）一致しているものをいう。父方及び母方のいずれも該当するときは、いずれかについてのみ適用する。ただし、当該祖父母が、就労をしていること、要介護者、障害者等であること、要介護者、障害者等の介護をしていること等の理由により、児童の保育にあたることができないことを証明できるときを除く。
I	+ 6 ひとり親	保護者がひとり親又はひとり親家庭のための手当等を受給している場合に適用する。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいるときを除く。
J	+ 20 2歳児までしか在園することができない地域型保育施設の卒園児	2歳児までしか在園することができない市内の家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の地域枠（市の利用調整による入所受入枠）、居宅訪問型保育事業を卒園する児童が、入所申込をする場合に適用する。（4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。）
K	+ 5 施設の廃業で継続利用ができず緊急的に保育を必要とする児童	市内又は市外の保育施設を就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で利用しており、当該保育施設が廃業することを理由に継続して利用することができず緊急的に保育を必要とする場合に適用する。ただし、週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極若しくは年間で締結している児童で、保育施設の事情で継続契約ができないことを証明できる場合に限る。（4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。）
L	+ 3 2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない児童	2歳児までしか在園することができない市内又は市外の保育施設（企業主導型保育事業及び武蔵野市認定グループ保育室を含む。）を就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で利用している場合、又は3歳児以降の保育定員がある保育施設においても、2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない場合に適用する。ただし、週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極若しくは年間で締結している児童で、施設が継続契約をしないことを証明できる場合に限る。（4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。）
M	+ 10 障害児枠での申込	児童が発育や発達の遅れ、疾病等があり、障害児枠での入所申込が必要であると認められる場合に適用する。

《備考》 Jの項、Kの項、及びLの項については、いずれかの項についてのみ適用する。

最終実施指数が同一である場合の優先順位

第1順位 既に市内認可保育施設に在園または内定している児童で、その兄弟姉妹が当該児童と異なる市内認可保育施設に在園または内定している児童。

(4月入所1次利用調整で内定し転所申込をした場合、4月入所2次利用調整から適用)

第2順位 4表「優先項目指数表」に掲げる優先項目指数の合計数の大きい児童

4表 優先項目指数表

	優先項目指数	名称	適用要件
あ	+1	保護者が保育士等	入所予定日において、市内又は市外の認可保育施設、認証保育所、企業主導型保育所又は幼稚園で、保護者が保育士又は幼稚園教諭等として勤務していることを就労証明書で確認でき、かつ保育士証又は幼稚園教諭免許状の写しを提出した場合に適用する。
い	+2	多子世帯 (未就学児童)	入所予定日において、未就学児童(平成29年4月2日以降に生まれた児童)が3人以上いる世帯に適用する。
う	+1	多子世帯 (小学3年生以下の児童)	入所予定日において、小学3年生以下の児童(平成26年4月2日以降に生まれた児童)が3人以上いる世帯で、かつ、そのうち未就学児童が2人いる場合に適用する。
え	+2	多胎児の 兄弟姉妹有	入所予定日において、申込児童(転所申込は除く。)の他に入所申込(転所申込は除く。)している多胎児の兄弟姉妹がいる場合又は認可保育施設に在園又は内定している多胎児の兄弟姉妹がいる場合に適用する。
お	+1	兄弟姉妹有	入所予定日において、申込児童(転所申込は除く。)の他に入所申込(転所申込は除く。)している兄弟姉妹がいる場合又は認可保育施設に在園又は内定している兄弟姉妹がいる場合に適用する。
か	+2	認可外保育施設 1年以上利用	入所予定日の前日において、保護者が現に就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設等(海外の施設を含む。)を引き続き1年以上利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する(転所申込を除く。)。ただし、利用予定は含まないものとする。また(き)の項の適用該当者のうち、就労証明書等の提出により育児休業から切れ目なく認可外保育施設を利用していることを確認でき、育児休業取得から入所予定日の前日までの期間が1年以上となる場合に適用する。
き	+1	認可外保育施設 利用	入所予定日の前日において、保護者が現に就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設等(海外の施設を含む。)を引き続き1か月以上利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する(転所申込を除く。)。ただし、利用予定は含まないものとする。
く	+2	保護者が障害者等	1表 5の項の適用を受ける保護者で、当該保護者が身体障害者手帳1～3級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持しているか、感染症、特殊疾病若しくは特定疾病の場合に適用する
け	+1	保護者が障害者 (身体障害者手 帳4・5級所持)	1表 5の項の適用を受ける保護者で、当該保護者が身体障害者手帳4・5級を所持している場合に適用する。
こ	+2	兄弟姉妹障害児	保護者のいずれもが1表 4の項の適用を受けていない場合で、申込児童の兄弟姉妹に障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳)を所持する障害児がいる場合に適用する。
さ	+2	育児休業取得 1年以上	入所予定日の前日において、1表 5の項の適用を受ける保護者が現に申込児童の育児休業を1年以上取得している場合に適用する。ただし就労証明書等の提出により、育児休業を取得することを確認できる場合に限り(転所申込を除く。) 取得期間の算定については、育児休業中に下の子の産前産後休業に入る場合は、上の子の育児休業期間に、下の子の産前産後休業と育児休業の期間を合算する。
し	+1	育児休業取得	入所予定日の前日において、1表 5の項の適用を受ける保護者が現に申込児童の育児休業を1か月以上取得している場合に適用する(転所申込を除く。)。ただし、就労証明書等の提出により、育児休業を取得することを確認できる場合に限り。なお、出産予定日においては、入所予定日の前日において育児休業を1か月以上取得予定であることを、出産予定日の申込に関する誓約書及び出生後に提出する産前産後・育児休業等証明書等にて確認できる場合に適用する。
す	-1	内定辞退期限後に 辞退した場合等	利用調整で内定を受けたが、決められた辞退期限を過ぎて辞退・取下げした場合、又は内定取消の場合に適用する。適用する期間は年度中及び翌年度とする。

せ	- 1	売買契約書・賃貸契約書の写し等が提出できない	転入予定での4月入所1次申込において、受付期間中に提出できない場合に適用する。
---	-----	------------------------	-----------------------------------------

- 《備考》
- (い)の項又は(う)の項、(え)の項又は(お)の項、(か)の項又は(き)の項、(く)の項又は(け)の項、及び(さ)の項又は(し)の項については、いずれか指数の高い項を適用する。
 - (か)の項、(さ)の項又は(し)の項について、育児休業取得期間の算定について、産後休業後に引き続き育児休業を取得する場合には、出産日及び産後休業期間も含む。
 - (す)の項の適用者については、内定取消となった入所月を含めた3か月間は利用調整の対象外となる。

第3順位 生活保護受給世帯に属する児童

第4順位 生活中心者の失業により、就労の必要性が高い世帯に属する児童

第5順位 虐待されるおそれがあると認められる児童又は保護者が配偶者から暴力を受けるおそれがあると認められる世帯に属する児童

第6順位 市区町村住民税所得割額・均等割額の低い世帯に属する児童（利用調整会議の日現在）
（武蔵野市と異なる税率の市区町村に住民登録があった者の所得割額・均等割額は、武蔵野市に住民登録があった者とみなして算定する）

※市区町村住民税所得割額の算定は調整控除を除き、税額控除は適用しない。

第7順位 合計所得金額の低い世帯に属する児童（利用調整会議の日現在）

その他の指数（育児休業の延長が可能な場合）

名称	適用要件
他の申込者を優先することに同意する	保育所等に入所できない場合に育児休業の延長が可能な保護者から、他の申込者を優先することの同意書（指数の制限に関する同意書）の提出があった場合には、基準指数、調整指数に関わらず、当該児童の指数を50とする。ただし、保護者が1表5の項の適用を受ける場合に限る。

《特例調整》

・特例調整の概要と目的

市内認可保育施設で兄弟姉妹別々在園（内定）している児童について、在園児童（内定児童）同士での内定した認可保育施設の交換が行える場合に調整します。

・要件・調整方法

項目	対象・要件	調整方法
在園児童（内定児童）同士の内定した認可保育施設の交換	以下の要件をすべて満たす児童 ① 市内認可保育施設に在園（内定）している。 ② 調整を行う時点で、転所申込をしている。	① 在園（内定）施設と第1希望の施設で、同じ学年で交換が成立する児童を抽出する。 例：北町保育園在園・第1希望吉祥寺保育園で転所申込している1歳児⇔吉祥寺保育園在園・第1希望北町保育園で転所申込している1歳児 ② 抽出した児童のうち、競合する児童がいる場合には、最優先は兄弟姉妹で別々在園となっている児童とする。以降は利用調整基準に準じる。 ③ 交換できる児童が特定した後、それぞれの保護者に電話連絡を入れ意向確認を行う。両者とも交換に応じる意向がある場合には、交換成立としそれぞれの施設に連絡を取り、転所に必要な案内を行う。

※ 令和5年度入所においては、令和5年4月2次利用調整と令和5年5月利用調整から毎月実施する。

《利用調整の計算例》

P32～35の1表、2表、3表及びP37のその他の指数に基づいて最終実施指数を決定し、順位をつけます。最終実施指数が他世帯と同一の場合のみ、P36～37の優先順位により決定します。

下の例では、【世帯B】よりも【世帯A】の方が、利用調整順位は上位となります。（優先指数は【世帯B】の方が高いが、最終実施指数は【世帯A】の方が高いため。）

世帯A

保護者1 週5日または月20日以上就労1週38時間45分以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）
 ・・・・基準指数 100

保護者2 週5日または月20日以上就労1週38時間45分以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）
 ・・・・基準指数 100

（調整指数なし）最終実施指数 200

入所予定日において育児休業を1年以上取得する +2 優先指数 2

世帯B

保護者1 週5日または月20日以上就労1週38時間45分以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）
 ・・・・基準指数 100

保護者2 週5日または月20日以上就労1週38時間45分以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）
 ・・・・基準指数 100

（調整指数あり）
 （母）就労等予定・・・調整指数 -10 最終実施指数 190

申込児童の他に新規入所申込をしている兄弟姉妹がいる +1
 入所予定日において育児休業を1年以上取得する +2 } 優先指数 3

《就労要件の指数決定方法について》

「就労」要件の指数決定の際、就労証明書に記載された勤務時間に見合った収入がない場合には、勤務地の最低賃金（東京都の場合は1,041円（令和4年8月1日現在））で収入を割り返して、勤務時間を算出します。

※ 勤務地の最低賃金の改定が行われた場合、割り返し計算に用いる最低賃金額も変更します。

例 就労証明書に記載された勤務日数が週5日（月20日）、勤務時間が1日8時間（休憩1時間）
 で収入額が100,000円の場合。

100,000円/月 ÷ 1,041円/時間 = 約96時間3分/月

96時間3分/月 ÷ 4週/月 = 約24時間0分/週

24時間0分/週 + 休憩5時間/週 = 約29時間0分/週

⇒ 1週、27時間30分以上30時間未満の就労なので、基準指数は75点が適用されます。

※ 就労要件で申込む方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用契約上の就労時間に見合った収入が得られていない場合は、就労証明書備考欄に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している旨と、令和2年1月以降で新型コロナウイルス感染症の影響がない月の3か月分の収入実績を追加で記入してください。外勤の方は就労先に記入を依頼してください。